

研究会で取り扱う課題と検討の方向

1) 構想段階における計画決定プロセスの検討

一定規模以上の道路事業の構想段階(都市計画原案策定まで)における計画決定のプロセスを透明性、客観性あるものへ改善していくためには、欧州では導入・実施されているが、現在の我が国の計画決定プロセスにはない以下の項目の導入を検討。

【我が国の計画決定プロセスへの導入を検討する項目】

計画決定プロセスを構想段階と計画段階の2段階に区別し、制度化。構想段階は、行政と市民等が当該計画の必要性を確認し、幅広い選択肢の中から、候補となるルートを行政が絞り込む段階、計画段階は、当該計画による住民等の権利と公共の利益との調整を図り、事業実施の前提となる計画を行政が決定する段階とし、論点を整理。

構想段階において、計画を決定するのは行政であるが、決定に当たり考慮すべき事項に、政策方針、計画の技術的な検討結果だけでなく、市民等の意見を追加し、これを制度化。

構想段階において、計画原案を公表し、市民等の意見把握を経て、計画決定者への提案を行うPIプロセスの導入を図るとともに、そのプロセスと実施期間、並びにPIプロセスの客観性、透明性を高める手法(第三者等の支援)等についてガイドライン化。

2) 具体のモデル事例への適用の検討

本研究会でのご提言は、広く今後の道路計画に反映させていくこととしているが、既にたたき台を基に議論が行われ、新たな合意形成プロセスの導入が必要である外環(関越道～東名高速間)計画をモデル事例とし、今後の構想段階における計画決定プロセスについて検討を行うこととする。